農業･食料の国際規律

キヤノングローバル戦略研究所研究主幹
経済産業研究所　上席研究員
農学博士　山下　一仁

GATTはなぜ作られたか？

- １９２９年大恐慌⇒自国産業保護のために関税引き上げ等により自国・植民地の市場囲い込み＝経済のブロック化
- １９３０年アメリカはスムート＝ホーレイ法制定、関税引き上げ、アメリカから借金をしている各国はアメリカに輸出して返済するという方法がなくなった。
- 通貨引き下げで輸出増進という近隣窮乏化政策(beggar-thy-neighbour policy)で“失業の輸出”
- ⇒（英米）戦後の国際経済秩序のためには、通商の安定・拡大と通貨の安定・協力が必要⇒GATTとIMF

GATTの不幸な出自

- 国際貿易機関(ITO: International Trade Organization)を設立するためのハバナ憲章を通商権限を国際機関に譲渡したくないアメリカ議会が拒否(アメリカがMultilateral(MTO)を嫌ったのでWTOに)
- ハバナ憲章は貿易だけでなく投資や国際カルテルも規律
- 各国は、ハバナ憲章から貿易部分のみ、単なる締約国団の集合(国際機関としての地位を持たない)としてGATTが1948年成立
- 1995年WTO成立まで貿易についての国際機関は存在しなかった

これまでの貿易交渉の背景＆事情

アメリカという特殊な国

- アメリカが交渉の中心。通商交渉の権限は議会に帰属⇒ファスト・トラックでUSTRに権限移譲、2015年この法案（TPA)は僅差で成立、2021年失効。
- 国際貿易機関（ITO)を設立するハバナ憲章をアメリカ議会が拒否(前述）
- 1993年アメリカ議会（民主党）はブッシュ政権が妥結したNAFTAの承認拒否（race to the bottomを懸念）⇒環境、労働に関する補完協定をカナダ、メキシコと再交渉⇒NAFTA承認
- 底流にある保護主義（後述）～①連邦議会が最初に成立させたのは関税法、②南北戦争：北の保護主義と南の自由貿易、③1930年のスムート・ホーレイ法
- アメリカの政党～議決に党議拘束をかけない⇒選挙区の事情が議員の投票に直接的に影響

ファストトラック（TPA：Trade Promotion Act）

- アメリカ憲法上、議会は政府が交渉した条約や協定を好ましくないと判断すれば自由に修正できる。実際にも、アメリカ議会はガット・ケネディ・ラウンドの主要な合意を拒否。
- 交渉相手国にとっては、交渉結果をアメリカが受け入れるかどうかは議会の承認が得られるまでわからないこととなり、著しく不当。
- このため、議会は交渉権限を政府に与え、政府が交渉した条約や協定等についてイエスかノーだけをいい、一切の修正は行わないことをしぶしぶ認めた。これがファスト・トラック（追い越し車線という意味）またはTPA
- しかし、議会としては通商権限の制限となるので、なかなかこれを与えようとしないし、与えるときにも一定の交渉目的の達成や配慮事項等の条件をつけ、影響力を行使しようとする。

根強いアメリカの保護主義

- トマス・ジェファソン、ジェイムズ・マディソン、アレクサンダー・ハミルトンらアメリカ建国の父たちは全て保護貿易主義者。
- アメリカ議会が最初に立法したのは、国内市場を保護するための関税法。
- 南北戦争は、経済的には、北部の工業を保護するための高関税主義に対し、綿花を輸出し自由貿易を推進する南部の農業者が反対したことが原因。

第二次大戦後のアメリカ

- 1934年互恵通商協定法が成立し、アメリカは保護貿易から脱却。議会は関税引下げの交渉権限を大幅に行政府に与えるとともに、無条件最恵国待遇の原則が認められた（それまでは二国間で約束したときのみ）。
- アメリカは、第2次大戦後一転して自由貿易の旗手。アメリカの貿易依存度が年々低下し、大戦中には史上最低の2%となり、国内に自由貿易に反対する勢力が少なくなった。
- しかし、日本、ドイツ等の諸国が復興・発展して来るにつれ、60年代後半から、アメリカは新しい保護的手段を用いる。日米自動車協議では、ガット上違法とされる輸入数量制限の代替措置として、輸出国側に輸出量を制限させるという、ガット上黒とも白ともいえない「灰色措置」である"輸出自主規制"が導入。また、ガット上認められているアンチ・ダンピングを恣意的に運用して国内産業の保護に活用。不公正な通商行為を行っているとアメリカが判断すれば、一方的に制裁措置を講じるという通商法301条のような法律も導入。

ガットの基本原則
①最恵国待遇の原則（第1条・MFN：ソトとソトの平等）

- ある国が他の国に対して与えた特別の待遇はガット加盟国全てに及ぶ。例えば、日本がアメリカと交渉してアメリカに米の関税率を60％とすると約束したら、オーストラリアやタイにも同じ条件での輸入を認めなければならない。
- すなわち、ある国は他のガット加盟国全てに対して輸入される産品が同種であるかぎり差別することなく同じ条件を適用する、特別の国を優遇してはならない。
- これによって例えばアメリカとEUのような大国同士が交渉した結果も、交渉に直接参加していない途上国に及ぶ。
- 自由貿易協定では、協定に参加した国が交渉した結果は協定に参加しない国には及ばない。最恵国待遇の原則は自由貿易協定と異なるガット・WTOの大きなメリットである。

最恵国待遇原則の例外

- 域内のみの自由化を行う関税同盟や自由貿易協定は他の国より域内国を優遇。
- EUのような関税同盟とTPPのような自由貿易協定の違いは、関税同盟の場合域外国に対する関税も共通にする（たとえば、日本への自動車の関税はドイツもフランスも同じである）が自由貿易協定ではそれがまちまちである（TPPに参加しない中国に対する自動車関税はアメリカ2.5%、日本0%で統一されない）点。
- 途上国に対する関税を低くする特恵制度も同様。

ガットの基本原則
②内外無差別の原則（第2条・ソトとウチの平等）

- 国内に入った輸入品については、同種の国産品と同じ条件で取り扱わなければならない、同種の国産品より不利な扱いをしてはならない、
- 例えば、消費税が5％であるとすれば、輸入品に対してのみ6％を課してはならない、
- 国内生産者のみに対する補助金の交付は認められる。もちろん、大豆油製造企業に国産の大豆を使用したら補助金を交付するという場合は、国産を輸入品よりも優遇することになるので、認められない。WTOの補助金協定は、このような国産優遇補助金を輸出補助金と並んで使用してはならない禁止の補助金としている。

ガットの基本原則
③関税主義、（輸出＆輸入）数量制限禁止（第11条）

- 輸入についての調整は関税のみによるべきであり、輸出入割当等の数量制限は行ってはならない。
- 譲許表に関税率を記載すればそれ以上の関税を課してはならない、牛肉の関税を50％と譲許表に書いたのであれば51％の関税をガット加盟国に適用してはならない（第２条）。
- ガットの規定と譲許表の輸入条件が相矛盾する場合にはガットの規定が優先、ガット規定と譲許表の関係は上位法と下位法との関係であると判断。各国が自由に合意して譲許表に書き込んだとしても、ガット規定に抵触することは認められない
- しかし、輸出税は規制の対象外⇔ラーナーの対称性定理

ガットの基本原則

④補助金に対する規律、特に輸出補助金の禁止（第16条）

- 補助金を国内産業に与えれば、国内産業の競争力が向上するため、国産品の輸出が増加したり、海外産品の輸入が減少したりする可能性。このため、補助金が他国に重大な損害を与え又は与える恐れがある場合には、他国と協議。
- チーズの関税が20%、フランスの輸出価格が80円とすれば、日本市場に入るときの価格は96円。国産の価格が100円ならフランスのチーズは競争できる。しかし、10円の補助金を出すと競争できない。
- 輸出補助金については、ダンピング輸出となり明らかに貿易歪曲効果を有するものであることから、禁止（農産物を含む第一次産品は例外→米EU の紛争→WTOへ）

ガットの基本原則

⑤利益の均衡、相互主義、代償主義（ガット前文、第28条、第28条の2）

- 輸出が良く輸入は悪いという重商主義的な考え方に立つガットは、関税引下げは譲歩であると観念するとともに、相手が譲歩するのであればこちらも譲歩するという利益の均衡に基づく相互主義の考えを採った。
- 現在の譲許表で定められている条件を改定したいのであれば、他の産品で代償措置を差し出さなければならない。日本が牛肉の関税をガット譲許している50％から70％に引上げたいというのであれば、日本への牛肉の主要輸出国であるアメリカと協議し、アメリカの関心品目であるアイスクリームの関税を30％から10％に引き下げなければならない。同様に、ある物品の輸入急増時にセーフガードによって一時的に関税を引き上げる場合でも、代わりにその物品の輸出国が関心を持つ別の品目の関税を引き下げる必要。
- これは協定の運用の場合の代償主義であるが、交渉上の原則としても重要。代償主義は、ガット・WTOの交渉だけでなく、自由貿易協定交渉でも原則に対して例外を求める国は代償を払わなければならないという形でしばしば援用

ガットからWTOへ

- 1986～93年ガット・ウルグァイラウンド交渉⇒WTO成立
- モノの貿易のガットから、サービス貿易、知的財産権、補助金規律強化、アンチダンピング規制、セーフガード規律、輸出自主規制等灰色措置の禁止等、内容を充実させてWTO成立～しかし、その後25年以上経過、時代遅れの感、
- なぜWTO交渉は失敗するのか？⇒多数のFTA ⇒メガFTA
- 農業の規律強化～関税化（従価税と従量税）、国内補助金、輸出補助金
- 紛争処理機能の強化～ガットのコンセンサス方式からネガティブ・コンセンサス方式へ、

日本の農産物の関税構造（タリフライン数1,332）

○ 関税率20%以下の品目が全品目の71.5%(953)(うち無税品目は23.9%(319))である一方、関税率100%超の高関税品目が9.4%(125)、関税率200%超が7.6%(101)を占める。

○ 従価税換算値による階層区分ごとのタリフライン数

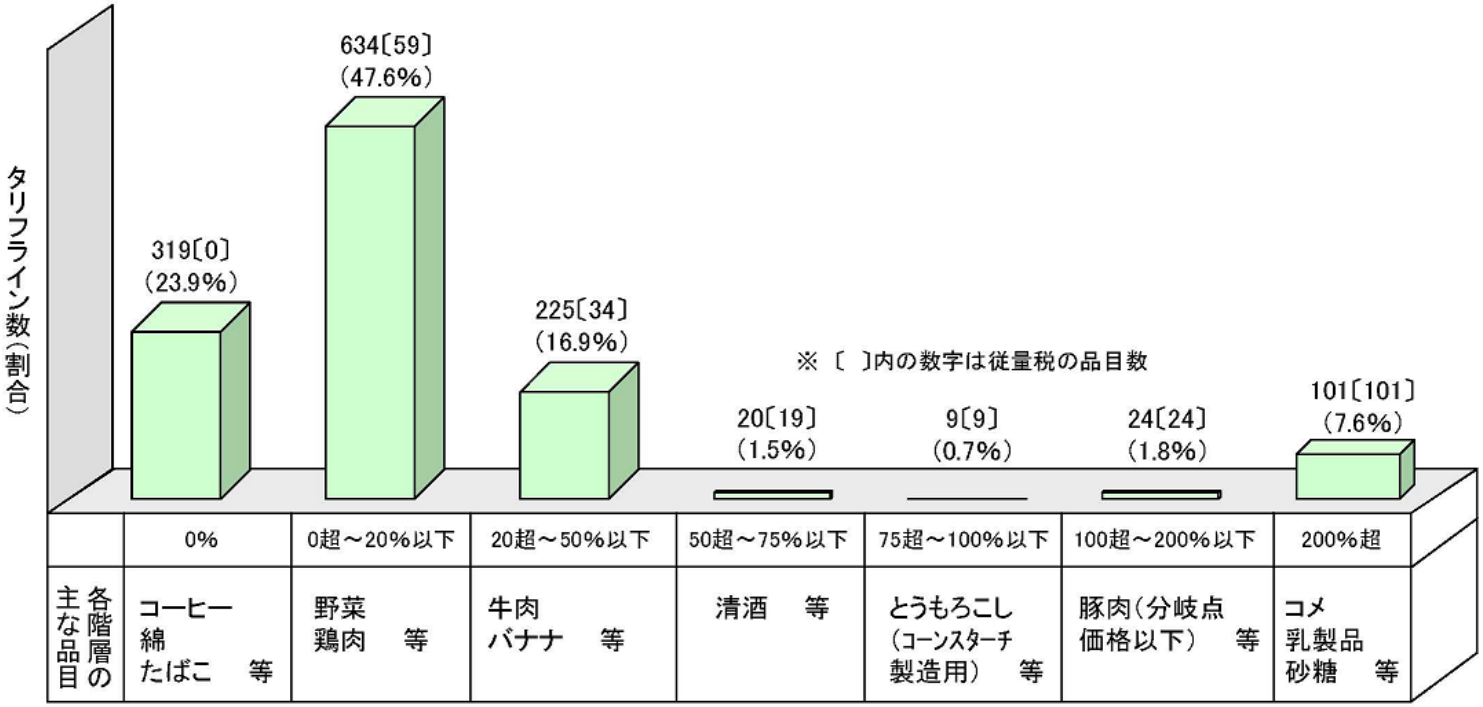

出典：農林水産省調べ

汚い関税化 dirty tarifficaton
～日本の米を例に

コメの関税措置への切換えの内容

1. 適用時期　平成11年4月1日
2. 基礎となる関税相当量（TE）　402円/kg

（参考）算出基礎

基準年次	国際価格（A）（輸入CIF価格平均）	国内価格（B）（精米卸売価格（上米））	B － A
昭和61年度（1986年度）	29円/kg	438円/kg	409円/kg
昭和62年度（1987年度）	31円/kg	435円/kg	404円/kg
昭和63年度（1988年度）	37円/kg	429円/kg	392円/kg
		3カ年平均 ⟶	402円/kg

出典
国際価格（A）：大蔵省「貿易統計」
国内価格（B）：食糧庁「米麦等の取引価格調査」

3．二次税率

平成11年度　　351.17円/kg

平成12年度以降　341円/kg

注：農業協定上，平成12年度までの6年間に，基礎となるTEを15%引き下げることとなっている。

4．ミニマム・アクセス数量

平成11年度	72.4万玄米トン
（特例措置継続の場合	76.7万玄米トン）
平成12年度以降	76.7万玄米トン
（特例措置継続の場合	85.2万玄米トン）

5．その他

ミニマム・アクセス数量の輸入については，国家貿易制度を含め，現行制度を維持。

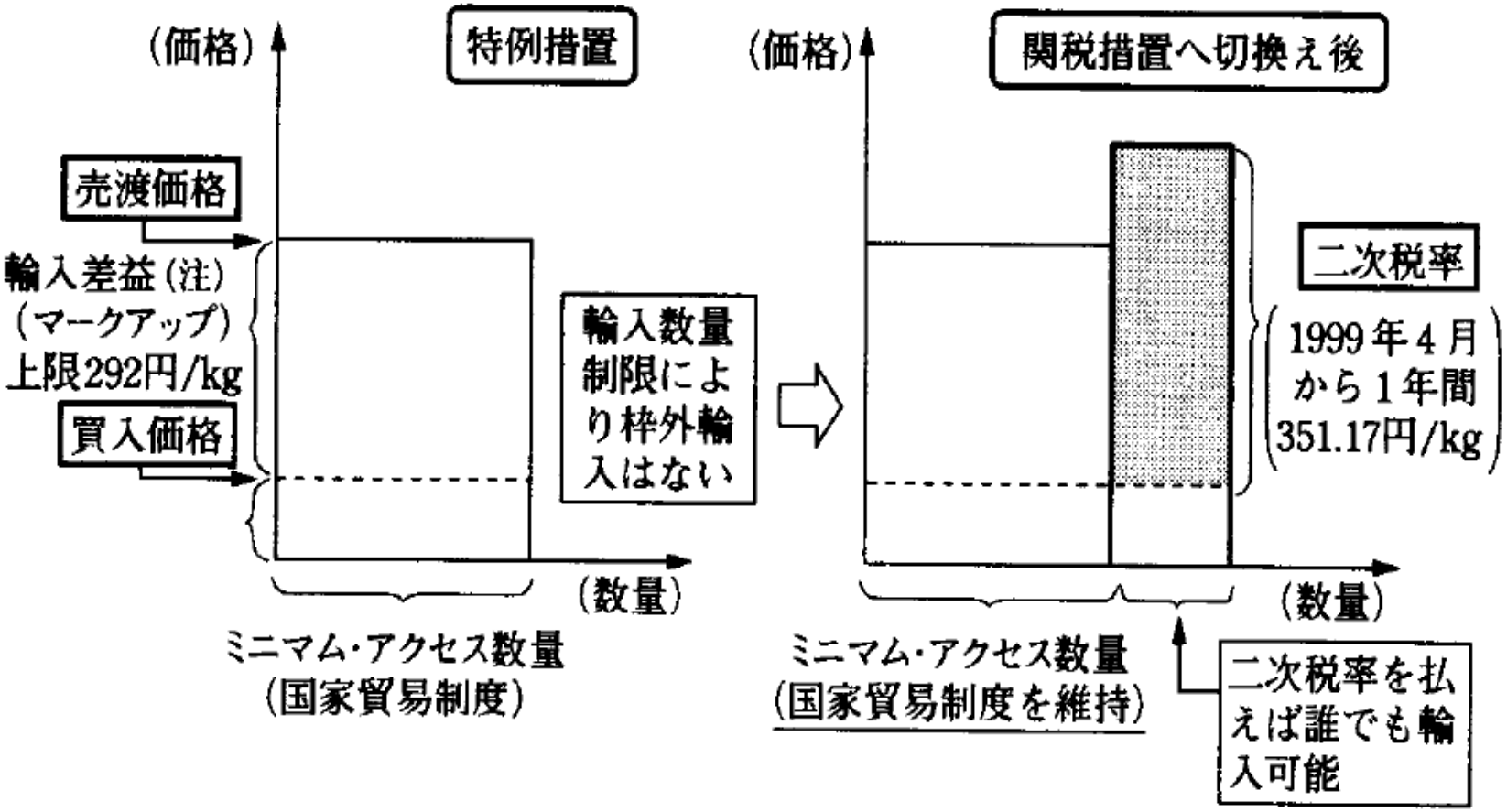
(価格)
特例措置
売渡価格
輸入差益(注)
(マークアップ)
上限292円/kg
買入価格
輸入数量
制限により
枠外輸
入はない
(数量)
ミニマム・アクセス数量
(国家貿易制度)
(価格)
関税措置へ切換え後
二次税率
1999年4月
から1年間
351.17円/kg
(数量)
ミニマム・アクセス数量
(国家貿易制度を維持)
二次税率を払
えば誰でも輸
入可能

WTO農業協定第12条は有効か？

- 加盟国は、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に基づいて食糧の輸出の禁止又は制限を新設する場合には、次の規定を遵守する。
  - 輸出の禁止又は制限を新設する加盟国は、当該禁止又は制限が輸入加盟国の食糧安全保障に及ぼす影響に十分な考慮を払う。
  - 加盟国は、輸出の禁止又は制限を新設するに先立ち、農業に関する委員会に対し、実行可能な限り事前かつ速やかにそのような措置の性質及び期間等の情報を付して書面により通報するものとし、要請があるときは、輸入国として実質的な利害関係を有する他の加盟国と当該措置に関する事項について協議する。輸出の禁止又は制限を新設する加盟国は、要請があるときは、当該他の加盟国に必要な情報を提供する。
- この条の規定は、ある食糧の純輸出国である開発途上加盟国が当該食糧について1に規定する措置をとる場合を除くほか、開発途上加盟国については適用しない。

FTA（自由貿易協定）～MFNの例外＝FTAの本質は差別

- ガット第24条：実質上すべての貿易に関し関税その他の制限的通商規則が廃止
- しかし、国際経済学での議論は1959年のVinerから
- Vinerの貿易転換効果～輸入（小麦）が世界で一番安く供給する国（アメリカ）から、協定締約国（フランス）へ転換する＝交易条件が悪化する
- しかし、すべてのFTAが悪いのではない（国際経済学を理解しない一部の農業経済学者）。上の例で、フランスとのFTAは貿易転換効果ありだが、アメリカとのFTAはない

貿易創出効果と貿易転換効果

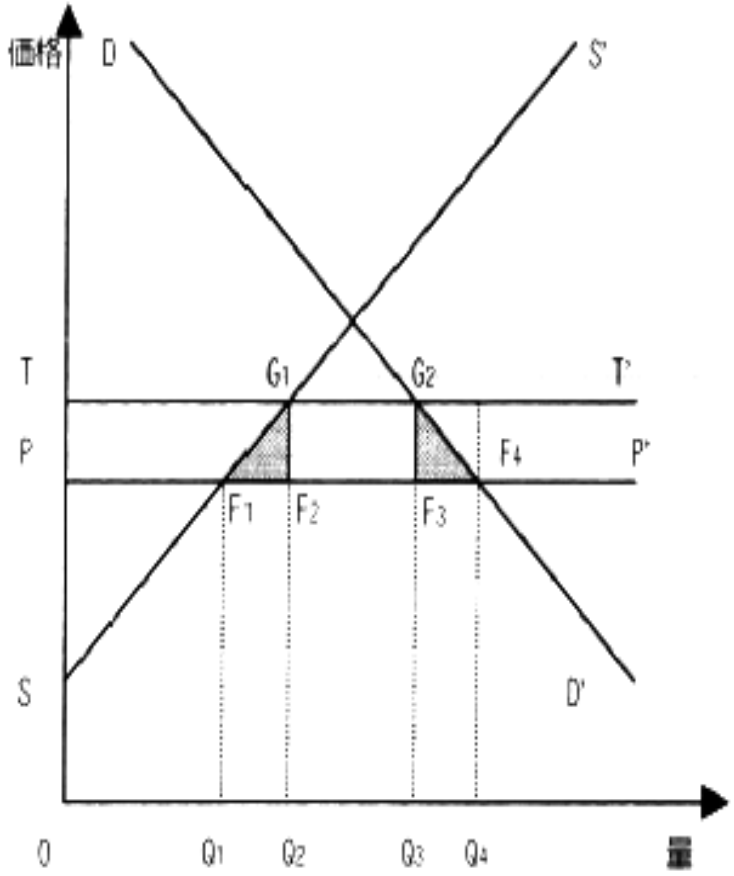

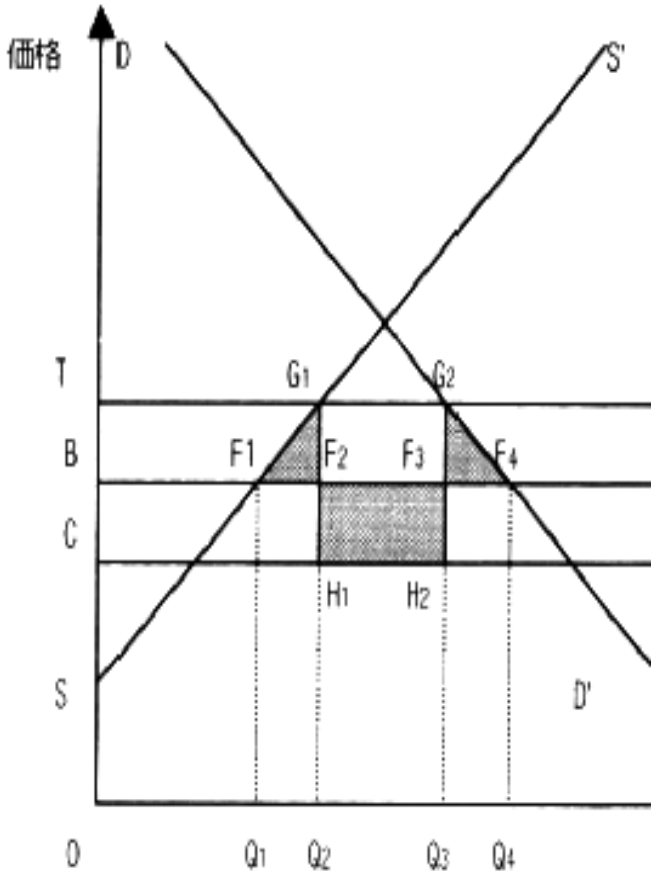

メガ-FTAの時代

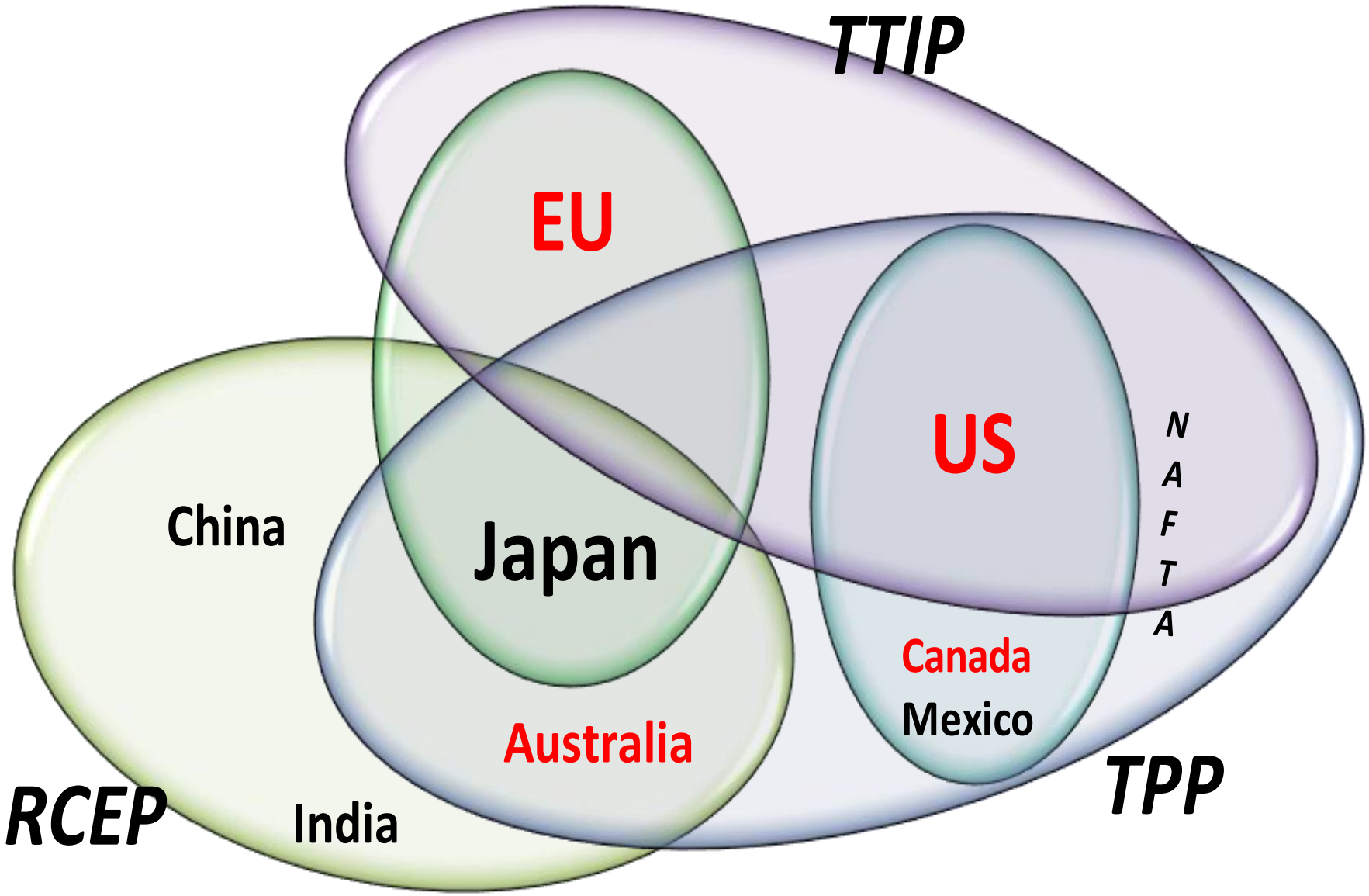
TTIP
EU
US
NAFTA
China
Japan
Canada
Mexico
Australia
RCEP
India
TPP

TPP・日米FTAと貿易転換効果

- 貿易転換効果には、次の前提。

- ①既に関税を払った輸入が行われていること、
- ②自由貿易協定を結ぶことにより輸出先が「世界で最も安く供給できる国」から自由貿易協定締約国へ転換する

- しかし、日本の場合、高関税が残っているのはウルグアイ・ラウンド交渉で関税化した米、小麦、乳製品などの農産物だが、これらについて、低い税率の関税割当量以外で、輸入禁止的な通常関税を払って輸入されているものはほぼない。つまり、関税を払った輸入が行われていないので、自由貿易協定で関税を撤廃しても貿易転換効果は起きない。

- さらに、米、牛肉、小麦、乳製品については、日本の自由貿易協定の相手であるアメリカ、EU、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、タイ、ベトナムは世界で最も安く農産物を供給できる国。貿易創出効果はあるが、貿易転換効果は生じない。つまり、世界の主要な地域とメガ・FTAを結ぶようになると、貿易転換効果はなくなっていく。

FTAの原産地規則の基本的考え

- 自由貿易協定は関税同盟と異なり、協定締約国以外の国に対する関税は統一されない。
- 自由貿易協定に参加しているA国の域外国に対する牛肉関税は１００％、同じくB国の牛肉関税は１％というケース。協定締約国A、B国相互間の関税は０％なので、競争力のある域外のC国産の牛肉がB国経由でA国に輸入されると、関税は１％でA国に輸入される。そうすると、A国は国内の牛肉産業を保護できなくなる。このため、A国に輸入される牛肉は、域外のC国産ではなくB国産であることが証明される必要がある。

複雑な原産地規則とスパゲッティ・ボール効果

- 牛肉のような一次産品であれば簡単だが、B国がC国から原料や部品を輸入しこれを加工してA国に輸出する場合には、それがC国産なのかB国産なのかを決定する必要。
- 具体的には、
①関税番号（タリフライン）変更の有無により判断する関税分類変更基準、
②当該国で行われた付加価値が製品価値の一定割合を超えた場合に原産地資格を与える付加価値基準、
③物品に一定の加工を行った国に付与する加工工程基準。

このうちどの基準を採用するか、また付加価値は40%なのか50%なのかなど、原産地規則は、自由貿易協定によってもさらにその中の品目によってもり異なり、通関当局は複雑な原産地規則に照らして関税の認定をしなければならなくなる。

メガFTAの原産地規則

- 域内の原産地規則が統一されていけば、この悪い効果を抑制できる。
- また、付加価値基準が採用される場合、域内の付加価値を合算して一定の割合を超えれば域内産とみなすという“累積”がTPPやRCEPでは認められた。例えば、TPP域内の付加価値の合計が55%以上だと域内車（TPP産）として優遇関税の適用が受けられる。日本の付加価値が30%しかなくても他のTPP国の付加価値を合わせて55%を超えればよい。
- 日本がEUと結んだ自由貿易協定では、日本とEUの双方が自由貿易協定を結んだ国（イギリスやカナダが該当）との間でも付加価値率の累積を認めた。イギリスとEUから部品を輸入して日本で製品を作ってEUに輸出する場合、日本とEUの付加価値率だけではなくイギリスの付加価値率も合算できる。（“拡張累積”）

The WTO's legislative function through negotiations has failed

- The Doha Round drifted due to discord between the developed and developing countries. Since China joined the WTO, the US and the EU have been pushed back by developing countries.
- Rules adopted 30 years ago are still applied without change. The further liberalization of goods and services trade is deadlocked and the rules are not attuned to new forms of trade, including e-commerce.
- Most of the issues including forced technologies transfer that the U.S. has against China are not covered by the WTO . Since consensus is required for WTO negotiations, China can block establishing new agreements.⇒ The Obama administration turned its eye to TPP without China. But how can it impose new rules on China?

The WTO's judiciary function by dispute settlement is suspended

- Since the old rules remain in force, **new and creative interpretations have been made, as if to create new laws(OVERREACH).**
- The interpretations do not agree with the intention of the countries that drafted the text of rules in the negotiations, e.g. export credit in U.S. cotton case (Japan which has not made commitments of Article 9.1 export subsidies may not give food aid?). A couple of lawyers can overturn what many countries negotiated.
- The frustrated U.S. has refused to appoint a member of the dispute settlement body.

Can we save the WTO directly? Plan A

- **Consensus** is required to conclude negotiations. One country can obstruct a successful conclusion. We have to change the way of **decision making**. As regards the adoption of a report in dispute settlement, the WTO changed consensus into **negative consensus**.

  a. **qualified majority** like the EU
  b. **critical mass** in which there is no agreement unless what is believed to be a minimum number or volume of participants
  with special and differential treatments of developing countries

- We should change the way of **interpretation**.

  a. taking into account **the negotiation history** just like the era of GATT
  b. one of the three members of the Appellate Body who serve on a case must be **an economist**

Plurilateral Agreements? China will not join the agreements on labor, state-owned enterprises and investment. **IPEF** is a kind of plurilateral agreement（not by a single undertaking) and will not replace TPP.

TPPの評価

評価①：他の国の市場へのアクセス増加。

日本が輸出する農産品も工業製品も、相手国の関税が引き下がるメリット。公共事業などの政府調達も一層開放

評価②：ルールの設定または拡充。

偽造品の取引防止など知的財産権の保護、投資に際しての技術移転要求の禁止、国有企業と海外企業との間の同一の競争条件の確保
↑これらはトランプ政権が解決したい中国問題。

評価③：自由貿易協定の本質は差別＝入るとメリット、入らないとデメリット。

参加国の拡大（韓国、台湾、フィリピン、タイ、インドネシア、コロンビア、イギリス等が関心）日EU間の自由貿易協定交渉も合意。

私のアメリカ抜きのTPPという主張

効果：アメリカ農業は日本市場から駆逐される

牛肉：豪州は15年後９％の関税で日本に輸出、アメリカは38.5%の関税を払う必要＝年々関税格差が拡大

同様に、アメリカは小麦で豪州、カナダに、乳製品で豪州、NZ、フランスに、豚肉でカナダ、デンマーク、スペイン、ワインで豪州、NZ、チリ、EU諸国に、それぞれ敗北。

米大統領選（2016年11月）前の日本の議論

アメリカ抜きのTPPは意味がない（2016年10月安倍総理国会答弁）

VS

アメリカ抜きのTPPこそアメリカをTPPに参加させる唯一の手段＆自動車関税の即時撤廃要求可能（2016年9月山下）

牛肉関税水準の推移

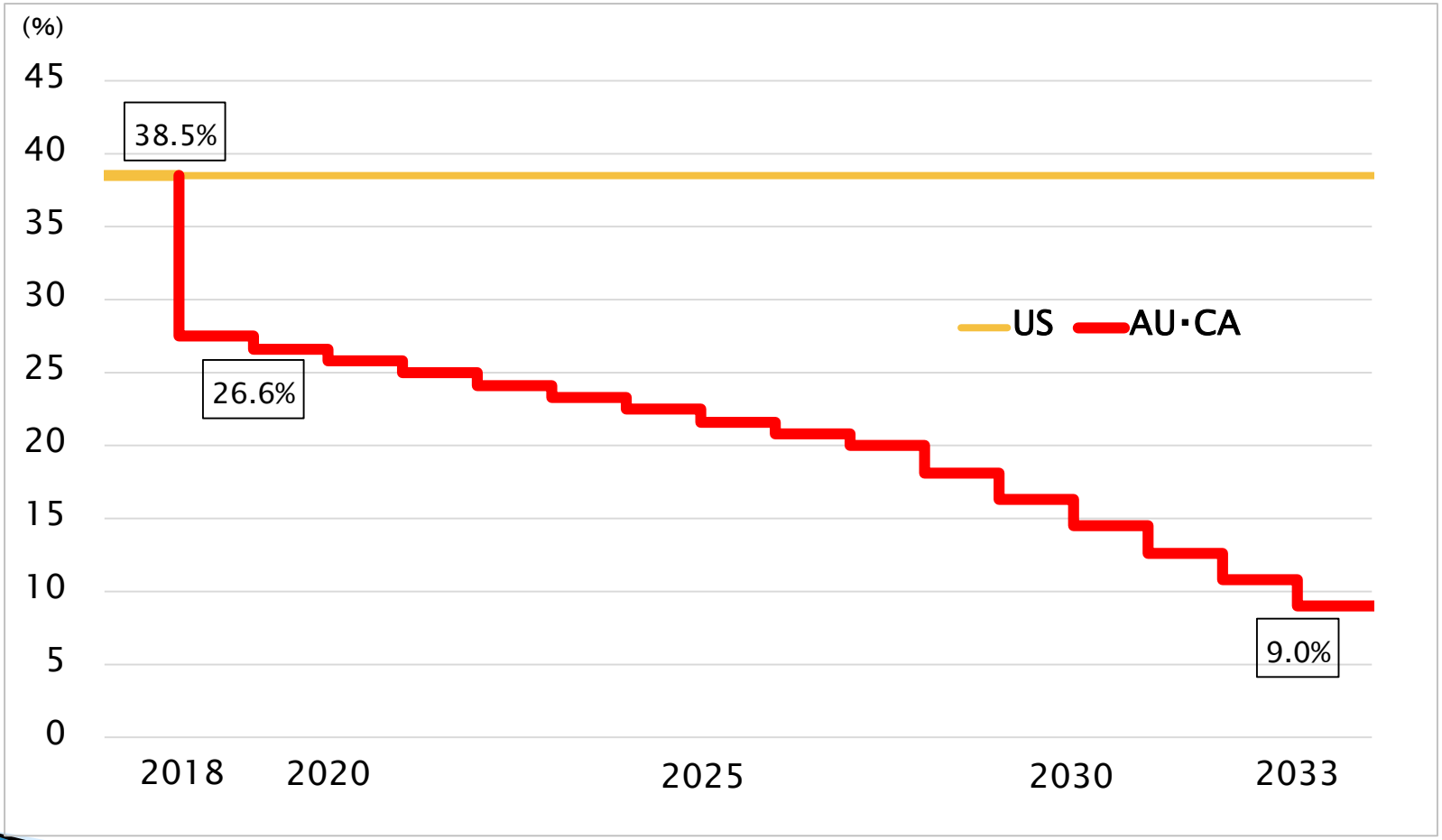
(%)
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0
38.5%
26.6%
9.0%
US
AU・CA
2018
2020
2025
2030
2033

TPP１１へ態度変更・大枠合意

●TPPからアメリカは脱退し、日本に二国間の自由貿易協定(日米FTA)締結の交渉を求めるというトランプ政権の考えが明らかになったとき、政府は態度を変更。

●日米FTAになれば、農産物でTPP交渉以上の約束を求められる可能性が高い。TPP11を先行させ、アメリカ農産物を日本市場で不利に扱うことによって、アメリカが強く出られないようにしようという思惑

農業がTPPを救った

2016年大統領選挙

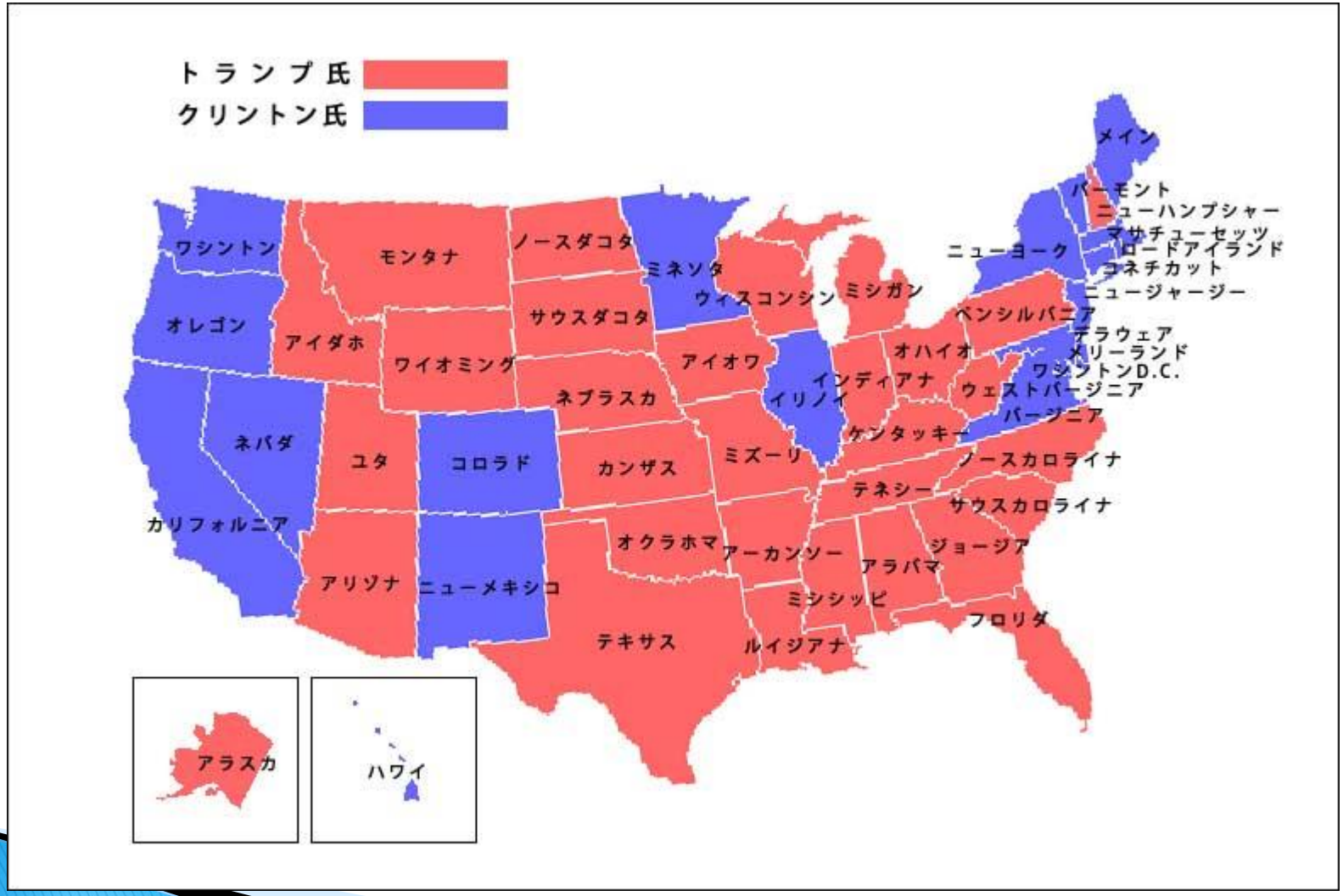
トランプ氏
クリントン氏
メイン
バーモント
ニューハンプシャー
マサチューセッツ
ロードアイランド
コネチカット
ニュージャージー
ニューヨーク
ペンシルバニア
デラウェア
メリーランド
ワシントンD.C.
ウェストバージニア
バージニア
ノースカロライナ
サウスカロライナ
ジョージア
フロリダ
アラバマ
ミシシッピ
ルイジアナ
テキサス
アーカンソー
オクラホマ
ミズーリ
ケンタッキー
テネシー
カンザス
ネブラスカ
ノースダコタ
サウスダコタ
モンタナ
ワシントン
オレゴン
アイダホ
ワイオミング
ネバダ
ユタ
コロラド
カリフォルニア
アリゾナ
ニューメキシコ
ミネソタ
ウィスコンシン
ミシガン
アイオワ
イリノイ
インディアナ
オハイオ
アラスカ
ハワイ

2020年大統領選挙

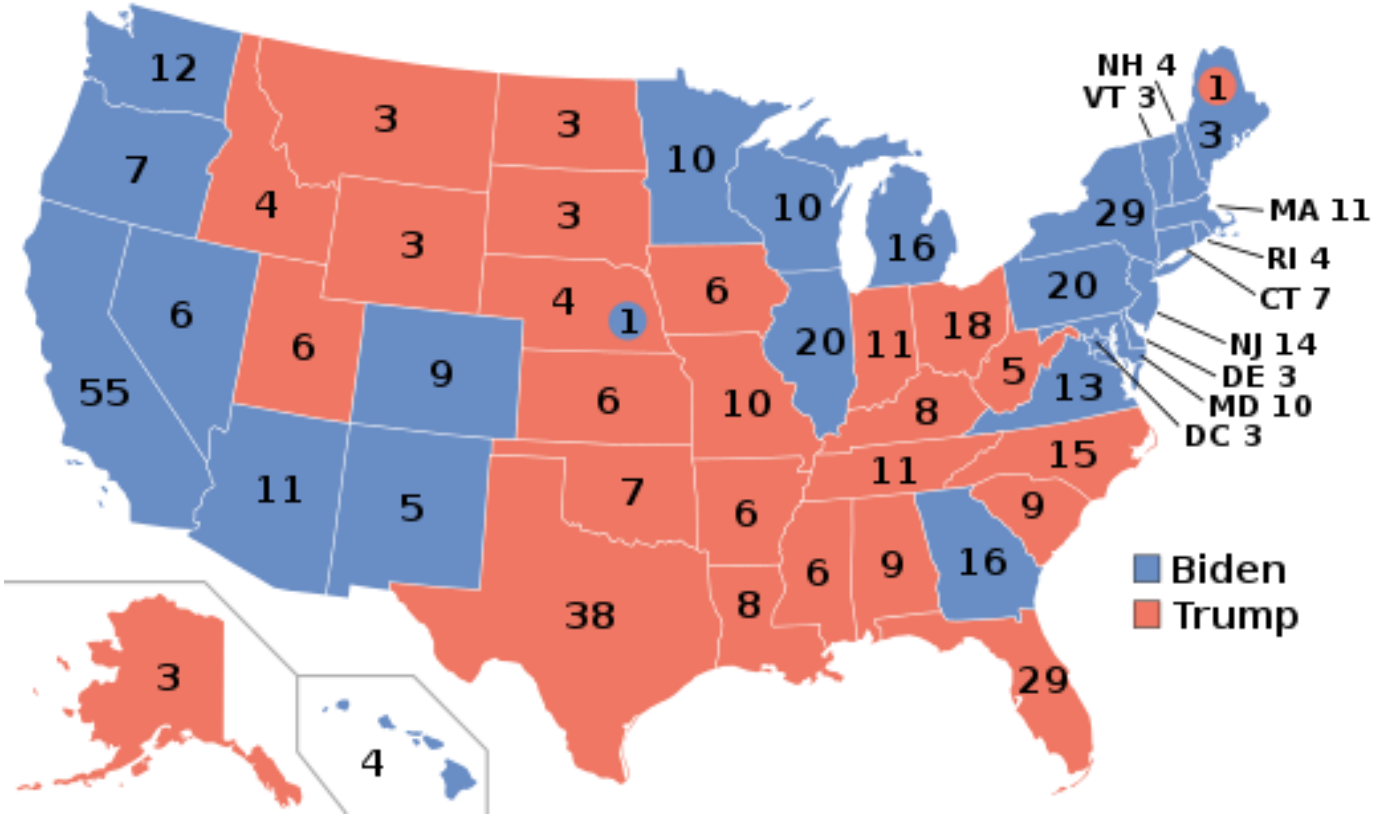
12
7
55
6
4
3
3
3
6
11
9
5
3
3
4
1
6
6
10
7
38
10
10
16
20
11
6
8
6
9
8
18
5
8
11
16
29
20
13
15
9
29
3
4
NH 4
VT 3
1
3
MA 11
RI 4
CT 7
NJ 14
DE 3
MD 10
DC 3
Biden
Trump

アメリカ選挙の特徴

民主党＝都市政党化

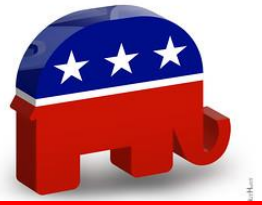

共和党＝農村政党化

大統領選挙

- ほとんどの州で結果は予め判っている、
- 結果を左右するのは、
  10ほどのスイング・ステイト（swing states):フロリダ、オハイオ、ミシガン、ペンシルベニア、ウィスコンシン、アイオワ、ジョージア、アリゾナ
  コロラドなど
- スイング・ステイトのかなりが中西部（ラストベルト＋コーンベルト)＝Big Ten country
- 注目はテキサス（CA５５、TX３８、NY２９、FL２９）。Red⇒Purple ⇒ Blue？

日米FTAとコメ・乳製品の輸入枠

- TPP交渉では譲歩したバターなど乳製品の輸入枠はTPP加盟国すべてに解放されたもの。これらの品目の輸出競争力があるのは、TPP加盟国でもニュージーランドやオーストラリアであって、米国ではない。

- コメは現在の無税枠10万トンすら満足に消化していない。これにTPP合意と同じく7万トンの米国向けの輸入枠を設定されても、米国のコメ業界は全く活用できない。
- 日本に米を輸出しているカリフォルニアは民主党が必ず勝つ州（ブルーステイト）で、トランプがコメ業界のために頑張っても、再選にはつながらない。

なぜアメリカはコメの市場開放を要求しない？

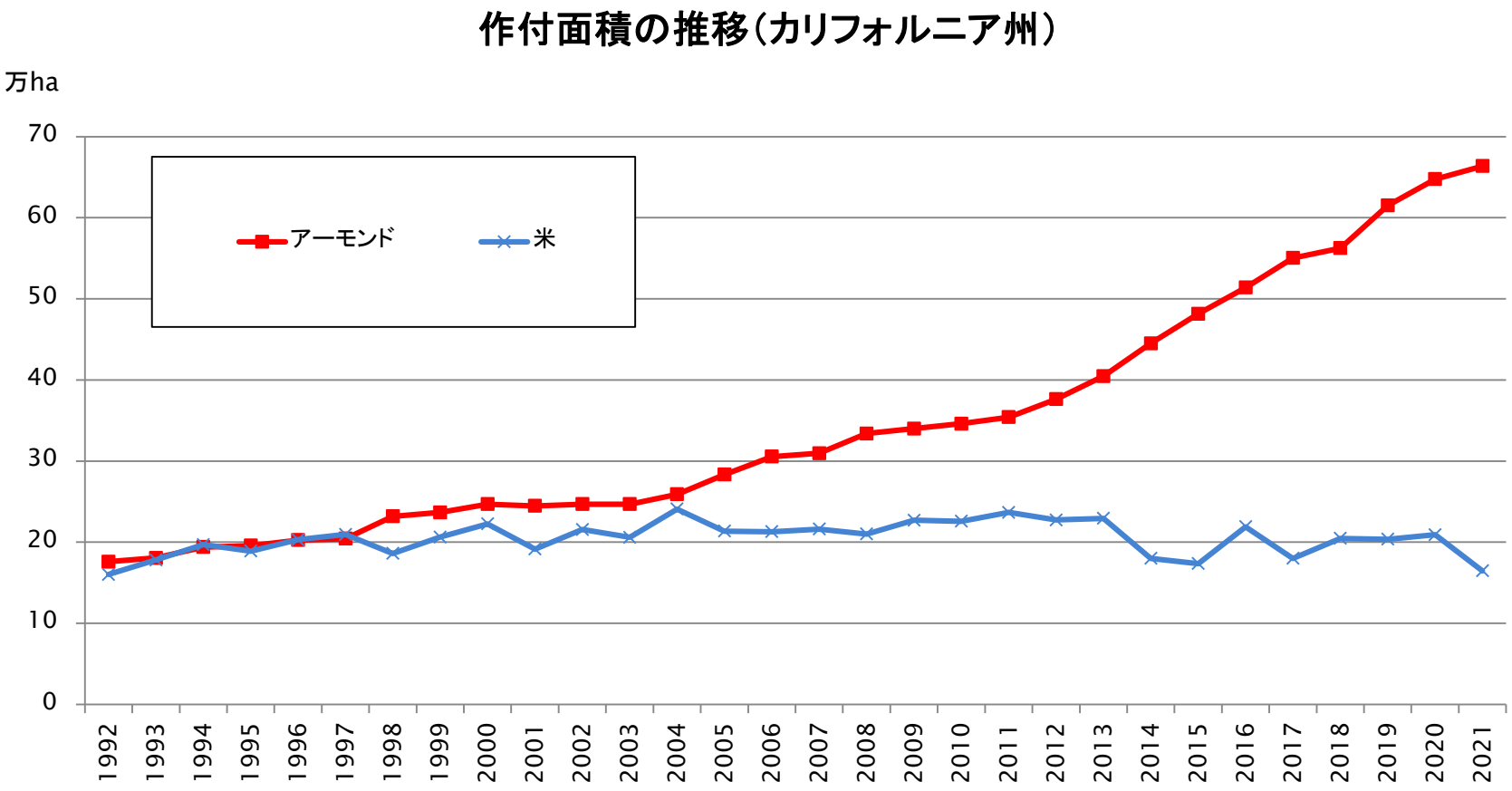

出所：USDA "California Agricultural Statistics"により筆者作成

カリフォルニア州農業生産額内訳（2021）

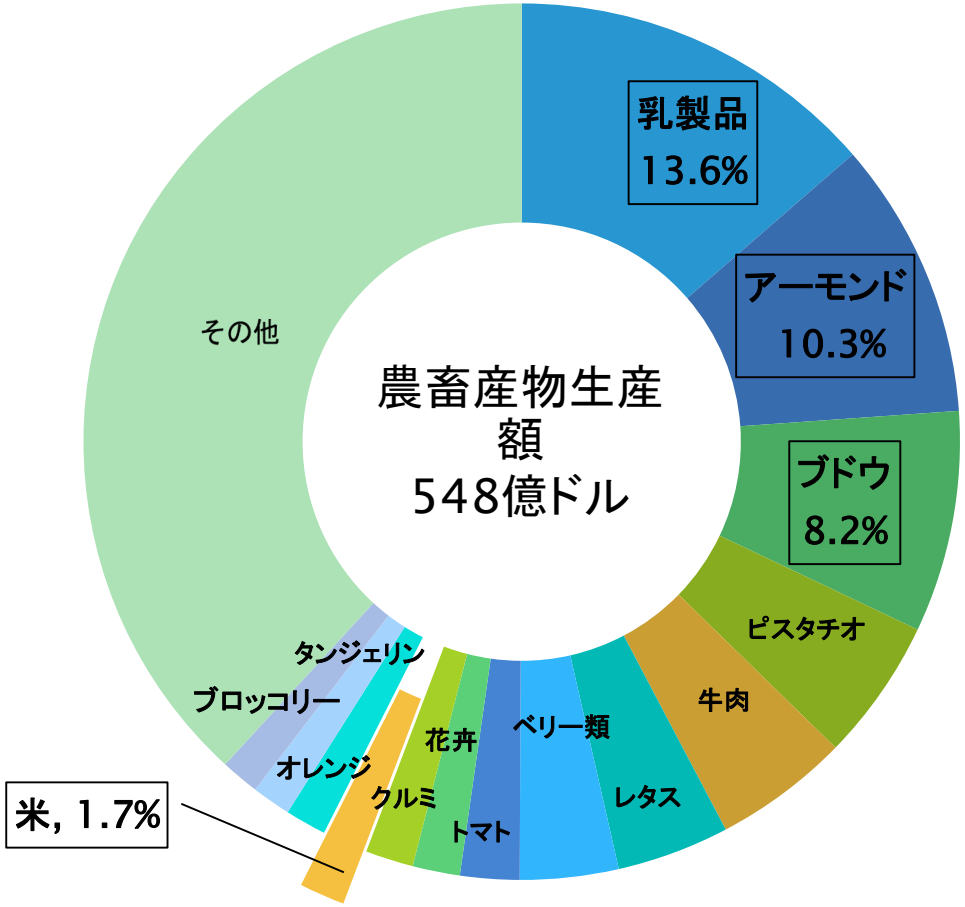

輸入されないアメリカ米

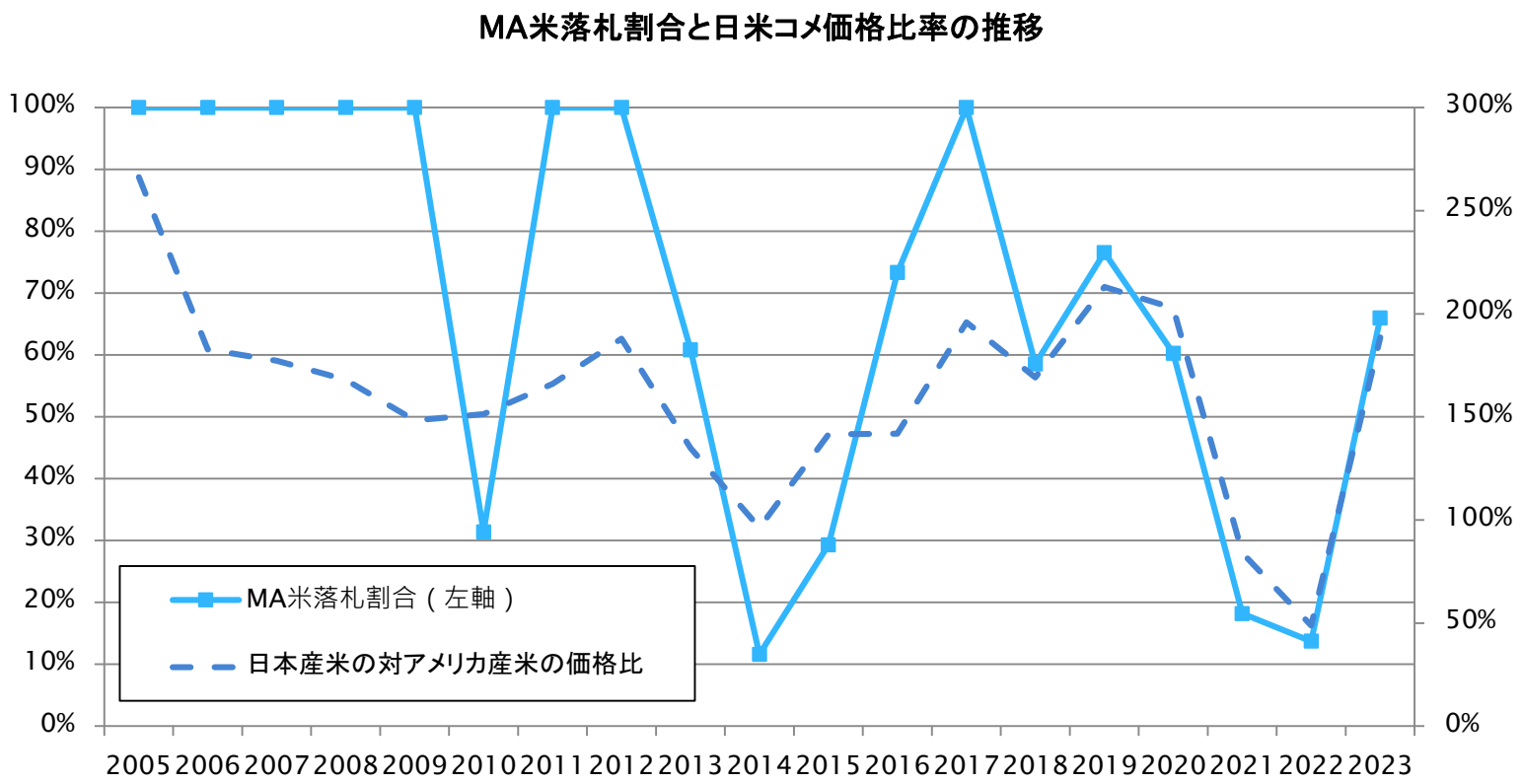

出所：MA米落札割合については、農林水産省「輸入米に係るSBSの結果の概要」、米価格比については農林水産省「コメの相対取引価格・数量、契約・販売状況、民間在庫の推移等」と農林水産省「輸入米に係るSBSの結果概要」により筆者作成
注：2023年度はアメリカ産うるち米短粒種の落札がないため、中粒種の値を使用

WTOとTPPの関係

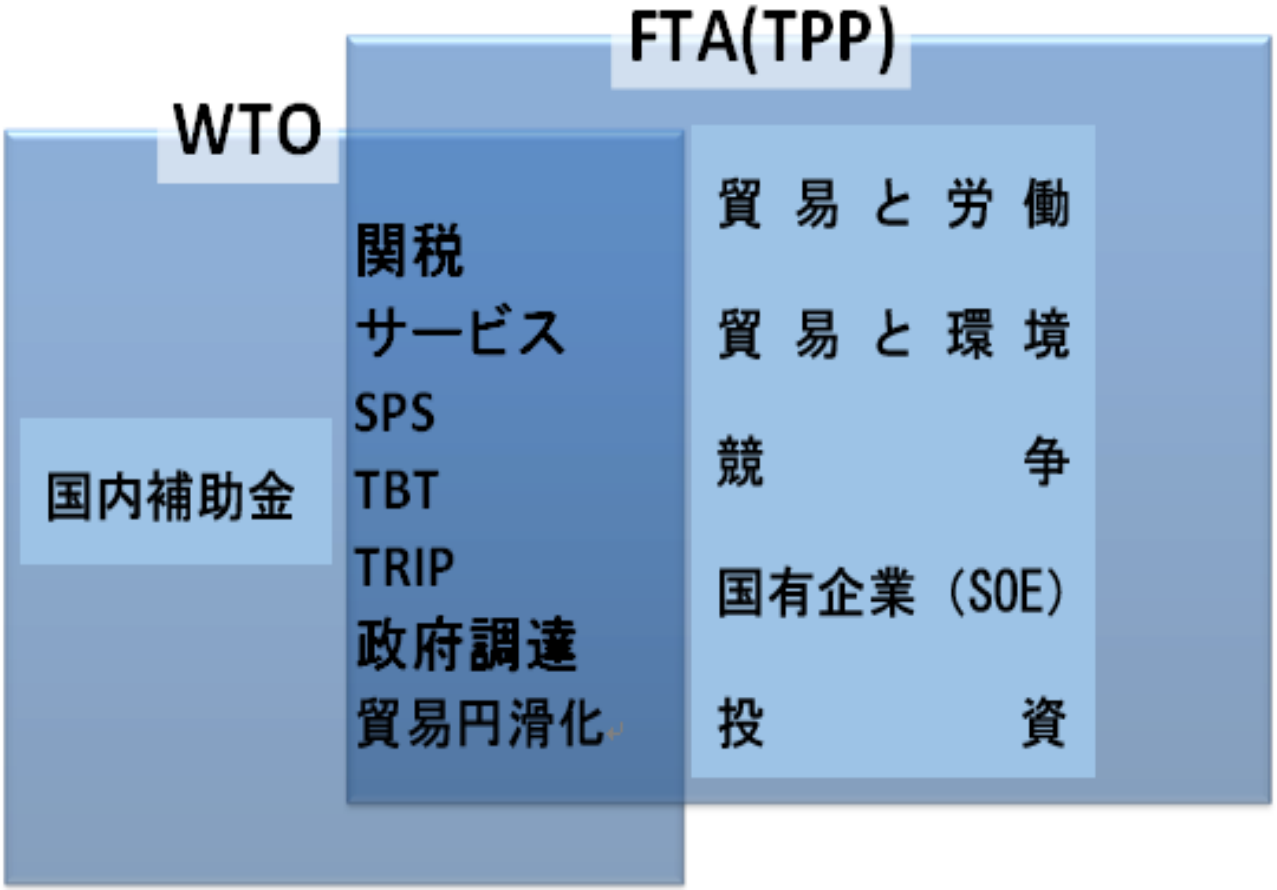
FTA(TPP)
WTO
国内補助金
関税
サービス
SPS
TBT
TRIP
政府調達
貿易円滑化
貿易と労働
貿易と環境
競争
国有企業（SOE）
投資

Make new TPP rules the WTO rules

Plan B:an indirect approach

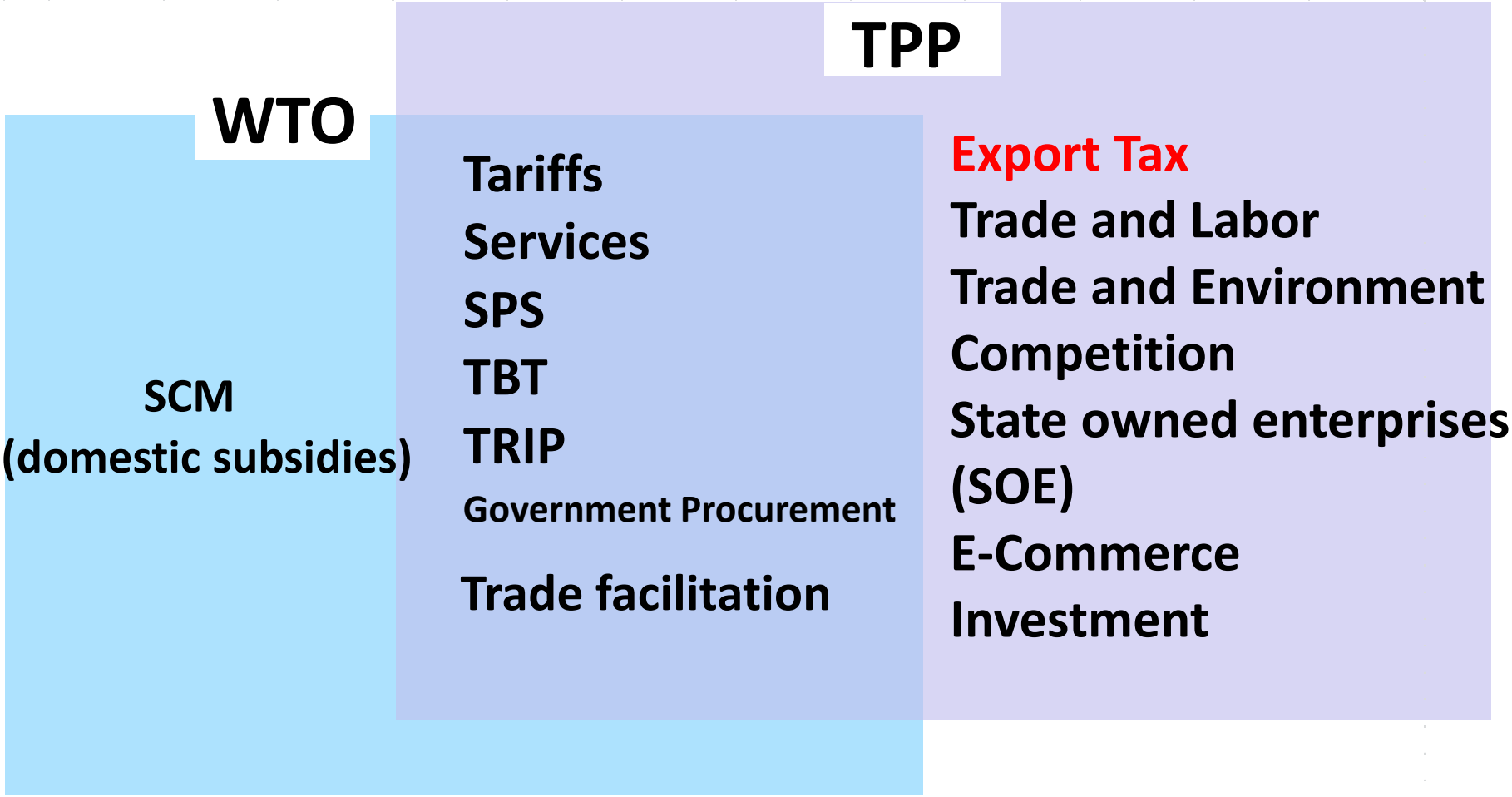

New & strengthened rules by TPP

- Race to the bottom by manipulating **Labor** and **Environmental** regulations will be disciplined. China has not ratified some of the standards of the International Labour Organization (ILO): approval of the freedom of association and the right of collective bargaining and abolition of forced labor
- Stronger protection of **Intellectual Property Rights**
- ISDS protects overseas investment from discriminatory measures.
- Disciplines on **Forced Technology Transfers** in case of investment
- **Electric Commerce**~ the TPP prohibits its members from demanding the disclosure of source codes – the design of software but this is not agreed in the RCEP
- Level playing field between **State-Owned Enterprises** and private companies. No disciplines in the RCEP.
- Furthermore we should get further market access or revise and evolve the TPP agreements according to economic changes.

TPP without the US:CPTPP

- The essence of FTA is **discrimination**: it is disadvantageous not to join it.
- I proposed **TPP without the US** in the summer of 2016 in order to lure the US back to TPP. Australia would pay only 9% tariff on beef exports to Japan; whereas the US would have to pay 38.5% tariff. CPTPP was concluded next year. But Japan was forced to conclude the Japan-US FTA.
- A **Mega-FTA** has **domino effects**. Cumulative rules of origin for industrial goods like automobiles makes it more lucrative. You can make give & take among ag and industrial goods.
- **The concerns that the U.S. has against China are covered by the TPP agreements.** If the TPP *with the US* expands, China would be forced to join, and **new TPP disciplines would be imposed on China**. Then China cannot oppose making TPP rules WTO ones.
- We can persuade the WTO to adopt the rules of the TPP with a lot of developing members.

TPPからWTO改革を

- WTOは機能不全に：立法的機能は中国の加盟によりストップ（南北対立的構造、インドの拒否権が強化）　、司法的機能は唯一機能してきたが、立法的機能を補うための創造的解釈にアメリカ反発し上級委員の指名を拒否⇒機能停止へ。
- WTOのコンセンサス方式では中国やインドを規律する協定の締結は不可能。
- FTAの本質は**差別"discrimination"**⇒特に、メガFTAでは入らないと不利になるので拡大する⇒**TPPの成果をWTOに持ち込む"Plan B"**
- オバマ政権のTPP戦略＝TPPは中国排除の仕組みではなく中国を取り組む仕組み。
- トランプのTPP離脱と日米FTA合意によりアメリカのTPP復帰は頓挫。しかし、アメリカ超党派の反中感情に訴えることは可能か？

Make use of the Chinese accession negotiations to the TPP (Plan C)

- Applicants need to satisfy the requirements demanded by the TPP chapters and the existing TPP members.
- China must observe the discipline and obligations stipulated in the TPP agreements including state-owned enterprises, labor, electronic commerce, and intellectual property rights.
- TPP members can make demands additional to the TPP. China utilizes SPS measures as bilateral import bans. In the Chinese accession protocol to the WTO, de minimis ("maximum level of excusable support") is reduced from 10% to 8.5%. This is WTO+. But we cannot verify it.

中国のTPP加入申請を利用できないか？

- TPP＋αを要求することは可能（例：中国のWTO加入議定書）
- TPP加入の前提として、**WTOで約束したことの遵守やWTO協定違反の即時解消**を要求することも可能～約束を守らない国は入れない

1. 豪州への大麦やワインの関税引上げ
2. 補助金のWTO未通報。農業補助金の生産額8.5%の上限を遵守しているか？
3. 農業関係では、WTO加入議定書の不履行（TRQの民間輸入）、国貿企業の譲許税率違反？、SPS措置の政治利用（日本の米のカツオブシ虫）、コシヒカリなど日本の品種名が中国で商標登録される

- **いくら時間をかけても構わない**～WTO加入に15年⇒台湾、韓国の先行加入も可⇒対中圧力
- TPPのDSB機能が未整備の状況で、中国がTPP協定及び加入議定書に従っていないと判断される場合、除名できると加入議定書に規定？
- 同時に、中国が未参加のうちにTPP協定の改正・進化⇒**中国が参加するとTPP協定をWTOに入れ込む（Plan B）**

アメリカをどうする？

- カリフォルニアの米のための日本市場開放をトランプは要求せず～日米貿易協定よりTPPの方が有利な部分はないか？
- 対中強硬派へTPPの戦略的重要性を説得
- TPPの“貿易と環境”を改善するとして、環境に関心あるグループ（若者世代等）へのTPP認識を高められないか？